

資格取得に向けての注意事項

第一次検定合格者が2級建築施工管理技士の資格を取得するためには、建築工事の実務経験を積んで、受検資格を満たした上で第二次検定を受検し、合格しなければなりません。なお、以下にあげる受検資格は、今後の制度改正により変更となる場合があります。

令和3年度の制度改正により、第一次検定合格者には「2級建築施工管理技士補」の資格が付与されることとなり、第二次検定への受検にあたって、有効期間、受検回数の制約がなくなりました。

※令和2年度までの学科試験合格者には、有効期間内における連続2回の第二次検定を受検可能との制約があります。有効期間は、学科試験合格通知書に記載されています。

(1) 第二次検定の受検資格の概要

最終学歴	実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
・大学 ・専門学校の高度専門士	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
・短期大学 ・5年制高等専門学校 ・専門学校の専門士	卒業後2年以上	卒業後3年以上
・高等学校 ・専門学校の専門課程	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
・その他(最終学歴問わず)	8年以上	

受検資格を満たすための最終学歴、実務経験年数の考え方については
本財団ホームページにてご確認ください。

(2) 実務経験内容と受検種別

- 2級建築施工管理技士は、3つの種別(建築・躯体・仕上げ)に分かれており、資格を活かせる工事・業種が種別により異なっています。
- 第二次検定を受検するときに、どの種別で受検するか(受検種別)を選択しなければなりません。
- 受検種別は、ご自身の希望によって選べるものではなく、それまでに積んだ実務経験の内容によって選択できる受検種別が決まります。
- 実務経験の内容と選択できる受検種別の関係は次ページのとおりです。

ご注意 平成29年度までの学科試験のみ合格者について

種別(建築 or 躯体 or 仕上げ)については、平成30年度より学科試験の種別が廃止され、第二次検定の受検申込時に種別を選択する制度に改定されました。

平成29年度までの学科試験のみ受験の合格者は、種別が廃止される前の合格ですので、学科試験合格時の種別と同じ種別の第二次検定に限り受検できます。異なる種別を受検しようとする場合は、第一次検定から受検し直す必要があります。

実務経験として認められる工事種別（業種）・工事内容・受検種別

①【建築一式工事(ゼネコン等)の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容	受検種別
■建築一式工事	■事務所ビル建築工事 ■共同住宅建築工事 ■一般住宅建築工事 ■建築物解体工事 <small>注</small> 等	建築

注 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事

②【建築工事のうち、主要構造部分(躯体系サブコン等)に関する工事の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容	受検種別
■大工工事(躯体) ■型枠工事 ■とび・土工・コンクリート工事 ■鋼構造物工事 ■鉄筋工事 ■ブロック工事 ■解体工事	■大工工事(躯体) ■型枠工事 ■足場仮設工事 ■囲障工事 ■コンクリート工事 ■鉄骨工事 ■鉄筋加工組立工事 ■ガス圧接工事 ■コンクリートブロック積み工事 等	躯体

③【建築工事のうち、内外装(仕上げ系サブコン等)に関する工事の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容	受検種別
■造作工事 ■左官工事 ■石工事 ■屋根工事 ■タイル・レンガ工事 ■板金工事 ■ガラス工事 ■塗装工事 ■防水工事 ■内装仕上工事 ■建具工事 ■熱絶縁工事	■造作工事 ■レンガ積み工事 ■A L Cパネル工事 ■サイディング工事 ■左官工事 ■モルタル工事 ■吹き付け工事 ■とぎ出し工事 ■洗い出し工事 ■石積み(張り)工事 ■エクステリア工事 ■屋根葺き工事 ■建築板金工事 ■ガラス加工取り付け工事 ■塗装工事 ■アスファルト防水工事 ■モルタル防水工事 ■シーリング工事	仕上げ

～上記の工事種別・工事内容は、いずれも「建築物」の工事として行われたものに限ります～

■受検資格を満たす実務経験は、建築物の工事に直接的に関わる「技術者」としての職務(施工管理)経験です。

営業、設計、測量、積算、社内研修、アルバイトは含めることができません。

■建築物以外の工事…例えば、土木工作物、プラント、築炉、サイロ、電気設備、空調衛生設備、ガス、上下水道、ゴミ処理施設などに関わる工事は、受検資格を満たす実務経験ではありません。

■上記は建設業法に定められている技術者要件と同一です。

【種別：建築】は建築系の工事にオールマイティに活かせる資格ではありません

資格を活かすためには、ご自身の実務経験内容を踏まえて、適切な受検種別(建築or 躯体or 仕上げ)を選択しなければなりません。

※工事種別・工事内容と受検種別が一致しない場合は受検できません！